漁業	区分	区域								
（三十一）さけ定置漁業			一五・六八	一〇・四五	七・九七	四・四三	二・四一	五・一三	八・六七	〇・一〇
（三十二）大型定置漁業	九月未満	十九区	一二・七五	八・三八	七・〇一	四・二九	一・七〇	三・四五	六・〇九	〇・一〇
	九月未満	二十区	九・七六	六・一五	五・二六	三・四五	一・三〇	二・六五	四・六八	〇・一〇
	九月以上	十九区	一二・七四	八・四九	六・九三	四・二一	一・〇〇	二・三三	四・九九	〇・一〇
	九月以上	二十区	一〇・七九	七・一九	五・九三	三・七五	〇・八一	二・二〇	四・四一	〇・一〇
（三十三）その他漁業			一一・五七	六・九八	五・六一	三・三〇	一・二八	二・六三	四・九五	〇・一〇
（三十四）小型合併漁業	（イ）底びき網を使用して営む漁業を主とするもの	二十一区	一三・四六	九・三四	七・七三	四・五一	一・二九	二・八九	五・三九	〇・一〇
		二十二区	一〇・三三	七・一三	六・〇四	三・七四	〇・九六	二・〇四	四・〇七	〇・一〇
	（ロ）船びき網を使用して営む漁業を主とするもの	二十三区	一六・七三	一一・一五	八・五三	五・〇〇	二・二二	四・五六	八・一二	〇・一〇
		二十四区	一三・四四	八・九六	六・九七	四・二五	一・八四	三・六六	六・四八	〇・一〇
	（ハ）まき網を使用して営む漁業、釣りによつていか若しくはぶりをとることを目的とする漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業又は総生産金額に占めるさけ及びますの生産金額の割合が二分の一を超える漁業を主とするもの	二十五区	一八・八八	一二・六四	九・〇九	五・〇三	二・二五	四・四八	八・三〇	〇・一〇
		二十六区	一二・九八	八・六五	六・六五	四・〇〇	一・七二	三・二七	六・〇三	〇・一〇
		二十七区	一五・〇八	九・八九	七・八四	四・七三	一・九二	三・六九	七・〇三	〇・一〇
	（ニ）（イ）から（ハ）までに掲げるものを除いたもの	二十八区	一一・一六	七・四四	五・七〇	三・三五	一・三七	二・九五	五・三四	〇・一〇
		二十九区	一〇・二五	六・八三	五・四四	三・一三	一・三八	二・七四	四・八四	〇・一〇
（三十五）のり等養殖業		一区	九・〇〇	六・〇〇	四・六五	二・八二	一・一七	二・五九	五・〇〇	〇・一〇
		二区	一〇・七四	七・一六	五・四八	三・二九	一・五四	三・三五	六・一〇	〇・一〇
（三十六）わかめ養殖業		全ての水域	一七・五七	一〇・二二	七・六六	四・二六	二・八八	五・四三	八・八二	〇・一〇
（三十七）こんぶ養殖業		三区	八・四八	五・六五	四・六八	三・〇六	一・一一	二・一六	三・八七	〇・一〇
		四区	一三・一七	八・七八	七・四六	五・〇〇	一・七九	三・七一	六・三三	〇・一〇
（三十八）真珠母貝養殖業		全ての水域	一五・一二	八・二三	六・六六	四・〇〇	二・一八	三・七六	六・三〇	〇・一〇